

(常任委員会の設置)

第1条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務委員会 7人

- ア 総合政策部の所管に属する事項
- イ 総務部の所管に属する事項
- ウ 財政部の所管に属する事項
- エ 会計課の所管に属する事項
- オ 消防本部の所管に属する事項
- カ 選挙管理委員会、公平委員会及び監査委員の所管に属する事項

(2) 厚生委員会 7人

- ア 市民生活部の所管に属する事項
- イ 環境衛生部の所管に属する事項
- ウ 福祉部の所管に属する事項
- エ 健康子ども部の所管に属する事項
- オ 市立病院の所管に属する事項

(3) 文教経済委員会 7人

- ア 産業経済部の所管に属する事項
- イ 教育委員会の所管に属する事項
- ウ 農業委員会の所管に属する事項

(4) 建設委員会 7人

- ア 都市建設部の所管に属する事項
- イ 上下水道部の所管に属する事項

(常任委員の任期)

第3条 常任委員の任期は、2年とする。ただし、後任の委員が選任されるまで在任する。

2 常任委員の改選は、任期満了の日前30日以内に行うことができる。

3 前項の規定による常任委員の改選が行われた場合は、第1項本文の規定にかかわらず、当該改選のときに前任の委員の任期が満了するものとする。

4 補欠委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

(議会運営委員会の設置)

第4条 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、8人とする。

3 議会運営委員の任期については、前条の規定を準用する。

(特別委員会の設置)

第5条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。

(委員の選任)

第6条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)の選任は、議長の指名による。

2 議長は、常任委員の申出があるときは、当該委員の委員会の所属を変更することができる。

3 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条(常任委員の任期)第4項の例による。

(委員長及び副委員長)

第7条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。ただし、議会の開会中に限り、議長が指名し、本会議に諮って選任することができる。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び副委員長が共にないときの互選)

第8条 委員長及び副委員長が共にないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長の議事整理権及び秩序保持権)

第9条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第10条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長共に事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長及び副委員長の辞任)

第11条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

(議会運営委員及び特別委員の辞任)

第12条 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(招集)

第13条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があつたときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(開催方法の特例)

第13条の2 委員長は、次に掲げる事由により委員が委員会の招集場所に参集することが困難であると認める場合には、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインの方法」という。)により会議を開くことができる。

(1) 重大な感染症のまん延防止又は大規模な災害の発生

(2) 公務、疾病、出産、育児、家族の看護又は介護その他これらに類する事由であつてやむを得ないと委員長が認めたもの

2 前項に規定する場合において、委員は、オンラインの方法により会議に参加しようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 オンラインの方法により委員が会議に参加する場合における次条、第15条第1項及び第28条第1項の規定の適用については、当該委員は会議に出席したものとみなす。

(定足数)

第14条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第16条(委員長及び委員の除斥)の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第15条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合において、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長及び委員の除斥)

第16条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

(傍聴の取扱い)

第17条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(秘密会)

第18条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。ただし、オンラインの方法により会議を開く場合は、この限りでない。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いしないで委員会に諮つて決める。

(出席説明の要求)

第19条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法令又は条例に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(秩序保持に関する措置)

第20条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号)、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終るまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

(公聴会開催の手続)

第21条 委員会が公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他の必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第22条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第23条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第24条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第25条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第26条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第27条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、前3条の規定を準用する。

(記録)

第28条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、委員長が指名する2人以上の委員とともにこれに署名又は押印をしなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

(会議規則への委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

1 この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

2 この条例施行の際に、設置されている常任委員会及び特別委員会は、この条例により設置されたものとみなす。

3 この条例施行の際に、在任する常任委員会及び特別委員会の委員長、副委員長及び委員は、この条例により選任されたものとみなす。ただし、その任期については昭和42年4月30日までとする。

附 則(昭和44年5月10日条例第17号改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年7月1日条例第21号改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年4月17日条例第20号改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年4月16日条例第19号改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年6月12日条例第25号改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年4月12日条例第10号改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年7月1日条例第22号改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年7月10日条例第26号改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年6月24日条例第19号改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年11月1日条例第20号改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年6月21日条例第6号改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年3月30日条例第11号改正)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日条例第11号改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年3月31日条例第13号改正)

この条例は、次の一般選挙によって選挙された議員の任期の初日から施行する。

附 則(平成18年9月29日条例第38号改正)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第2条第1号及び第4号並びに第4条第2項の改正規定は、次の一般選挙によって選挙された議員の任期の初日から施行する。

附 則(平成19年3月23日条例第16号改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年9月25日条例第28号改正)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成21年3月25日条例第12号改正)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月23日条例第20号改正)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月18日条例第19号改正)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月30日条例第32号改正)

この条例は、次の一般選挙によって選挙された議員の任期の初日から施行する。

附 則(平成28年6月27日条例第20号改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年12月17日条例第13号改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年12月25日条例第19号改正)

この条例は、公布の日から施行する。